

## 指定給水装置工事事業者の指定更新制度

水道法が改正され、指定給水装置工事事業者の指定更新制度が導入されます

### 主な内容

- 令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者制度は、5年ごとの更新制度が導入されます。
- 令和元年9月30日の時点で既に指定を受けている事業者は、経過措置によって指定した時期に応じた初回の更新までの有効期間が設定されています。(下表参照)

指定を受けた日	有効期間	初回の更新期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	1年	令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2年	令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	3年	令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	4年	令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	5年	令和6年9月29日

令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新を受けなければ失効となりますのでご注意ください。

既に指定を受けてから5年を経過している事業者には、政令により指定を受けた時期によって経過措置が設けられています。

更新の手続きにつきましては、対象となる指定給水装置工事事業者へ通知するとともに、随時ご案内致します。